

# 第 63 回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年3月30日(水曜日)  
午前10時

場所

滋賀県長浜市港町4-17  
北ビワコホテルグラツィエ  
2階「アリーナ」

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

## 目次

招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	33
監査報告書	42
株主総会参考書類	48

### ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康と安全を最優先にお考えいただき、ご来場を自粛していただくことをお願い申し上げます。

証券コード：6524

証券コード 6524  
2022年3月14日

株 主 各 位

滋賀県長浜市高月町高月1623番地  
**湖 北 工 業 株 式 会 社**  
代表取締役社長 **石 井 太**

## 第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては当日のご出席はお控えいただき、書面（郵送）による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後5時50分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |                                                                                                                                                                        |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時          | 2022年3月30日（水曜日）午前10時                                                                                                                                                   |
| 2. 場 所          | 滋賀県長浜市港町4-17 北ビワコホテルグラツィエ2階「アリーナ」                                                                                                                                      |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | <ol style="list-style-type: none"><li>第63期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li><li>第63期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件</li></ol> |

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.kohokukogyo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するお知らせ

- ◎ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会会場入口において、非接触型体温計により検温を実施させていただきます。体調不良と見受けられる方のご入場をお控え頂く場合があります。ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会会場内ではマスクの着用、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.kohokukogyo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、わが国を含む各国において新型コロナウイルス感染症の予防に有効であるとされるワクチン接種が引き続き進捗し、輸出入や設備投資等の経済活動に一定の回復が見られましたが、新たな変異株の流行リスク、解消の目処が見られない米中貿易摩擦、原材料価格の高騰、国際物流の混乱等、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような環境のもと当社グループといたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生産停止や納入停滞等のリスクの最小化を図りつつ、引き続き高付加価値製品の開発、厳格なコスト管理などに注力し、さらなる事業の成長及び収益力の向上に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は14,620百万円(前年同期比30.8%増)、営業利益は4,126百万円(前年同期比60.1%増)、経常利益は4,363百万円(前年同期比85.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,960百万円(前年同期比89.5%増)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

#### ① リード端子事業

リード端子事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外子会社の一時的な閉鎖や稼働の縮小が発生いたしました。顧客の在庫調整や生産調整は限定的なものに留まり、需要は総じて堅調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は7,601百万円(前年同期比37.3%増)、セグメント利益(営業利益)は569百万円(前年同期比159.2%増)となりました。

#### ② 光部品・デバイス事業

光部品・デバイス事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外子会社の稼働の縮小が懸念されましたが限定的なものに留まり、新たな長距離海底ケーブルの敷設などの光通信インフラに対する投資が継続したことにより、主力製品である海底光通信用デバイスの需要は引き続き堅調に推移いたしました。また生産拠点の海外子会社では、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑え、堅調な需要に応えた生産販売に取り組んでまいりました。

これらの結果、売上高は7,018百万円(前年同期比24.4%増)、セグメント利益(営業利益)は3,556百万円(前年同期比50.8%増)となりました。

主な事業別の売上高は次のとおりであります。

(単位：千円)

事業内容	第62期 (2020年12月期)		第63期 (2021年12月期)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
リード端子事業	5,536,544	49.5%	7,601,994	52.0%	2,065,449	37.3%
光部品・デバイス事業	5,640,367	50.5%	7,018,024	48.0%	1,377,656	24.4%
合計	11,176,912	100.0%	14,620,018	100.0%	3,443,106	30.8%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は617百万円であります。

#### (3) 資金調達の状況

当社は東京証券取引所市場第二部への株式上場に伴い、自己株式の処分による売出しに関して5,920百万円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、様々なステークホルダーの皆様のお力添えによりまして昨年12月21日付をもちまして東京証券取引所市場第二部上場を果たし、新たなスタートを切るところとなりました。ご高承の通り、上場後未だ一年も経過していない立ち位置を鑑み、引き続きガバナンス体制の充実化等、内部管理体制の強化に懸命に取り組んでまいり所存でございます。

一方当社グループといたしましては、withコロナ時代の到来を踏まえ、地政学リスクの高まり、あるいは半導体等の供給リスクの増大など激変する内外情勢を克服しながら勝機を見出ししていくべく、各事業部門におきましては下記の重点課題に取り組んでまいります。

##### ① リード端子事業

生産機能については、プロセスイノベーションの実現に資するべく、製造工程、製造方法、製造装置を抜本的に革新し、装置の自動化、タクトアップ等を進めると共に、製造工程のIoT化を推進し設備状態と生産状況を管理し、生産性・品質の向上による収益性を底上げすると共に資源の効率使用を推進してまいります。

サプライチェーンについては、中国2拠点への生産拠点展開を是正し、マレーシア拠点の生産を強化、3拠点からの供給を平準化すると共に、原材料においても日本、韓国、中国、マレーシアからの安定的な調達を推進し、サプライチェーンの強靱化と共に、ASEAN地域のアルミ電解コンデンサ生産の増強に対応してまいります。

## ② 光部品・デバイス事業

世界的な情報通信量の増加によりけん引されている海底ケーブル市場においては海底中継器に用いられる光アイソレータや光フィルタなどには引き続き高い信頼性が求められ、絶え間ない技術開発と生産性向上とを差別化の要因として、高水準のシェアを確保してまいります。

そのため各製品の安定供給に向けてサプライチェーンの強靱化を図るうえで、原材料の調達先の複線化、国内外の生産能力の強化に取り組んでまいります。また長距離化に加え多芯化が進む外部環境及び技術動向に対して、小型光デバイスの製造販売、複合型光デバイスの製品開発に注力し、海底ケーブル市場でシェア拡大に取り組んでまいります。さらに長年培った「スラリーキャスト法」の技術向上と同時に、応用製品の創造、潜在顧客の開拓による新たなニッチ分野へ進出するために、国内外の営業戦略強化等を目指してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第60期 (2018年12月期)	第61期 (2019年12月期)	第62期 (2020年12月期)	第63期 (2021年12月期)
売上高	—	9,979,959千円	11,176,912千円	14,620,018千円
経常利益	—	1,360,336千円	2,357,682千円	4,363,466千円
親会社株主に帰属する当期純利益	—	524,682千円	1,562,405千円	2,960,209千円
1株当たり当期純利益	—	72.57 円	216.10 円	406.72 円
総資産	—	12,624,759千円	13,273,068千円	22,540,084千円
純資産	—	4,297,339千円	5,766,695千円	15,149,855千円

- (注) 1. 第61期より連結計算書類を作成しておりますので、第60期については記載しておりません。  
 2. 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益は小数点2位未満を四捨五入して表示しております。  
 3. 2019年8月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。  
 4. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	6,100 千シンガポールドル	100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子及び光部品・デバイスの販売
KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	17,500 千マレーシアリンギット	(注) 100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子の製造販売
東莞湖北電子有限公司	2,500 千米ドル	(注) 100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子の製造販売
蘇州湖北光電子有限公司	12,000 千米ドル	100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子及び光部品・デバイスの製造販売
KOHOKU LANKA (PVT) LTD.	680,000 千スリランカルピー	100.0%	光部品・デバイスの製造

(注) 当社子会社が保有する持株数の出資比率を含む数値にて表示しております。

## (7) 主要な事業内容

事業	主要製品
リード端子事業	アルミ電解コンデンサ用リード端子
光部品・デバイス事業	光アイソレータ、光ファイバアセンブリ等

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社 工 場	滋賀県長浜市高月町高月1623番地
東 京 支 店	東京都港区港南2丁目11番1号 品川シティビル3階
KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	シンガポール
KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
東 莞 湖 北 電 子 有 限 公 司	中国 広東省東莞市
蘇 州 湖 北 光 電 子 有 限 公 司	中国 江蘇省蘇州市
KOHOKU LANKA (PVT) LTD.	スリランカ カトゥナーヤカ市

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,682名	82名増

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用等47名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	785,810 千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	560,822 千円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	530,990 千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	447,380 千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	392,756 千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	376,070 千円
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	350,000 千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	199,974 千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	66,680 千円
株 式 会 社 京 都 銀 行	66,244 千円

(注) シンジケートローンは、株式会社大垣共立銀行を幹事とする5社(株式会社滋賀銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社関西みらい銀行)の協調融資によるものです。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 8,830,000株 (自己株式170,000株を除く。)  
 (3) 株主数 3,669名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 井 太	4,057,500株	45.95%
ア イ エ フ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	1,662,500株	18.83%
株 式 会 社 S B I 証 券	417,700株	4.73%
湖 北 工 業 従 業 員 持 株 会	141,300株	1.60%
岡 村 茂 樹	140,000株	1.59%
楽 天 証 券 株 式 会 社	121,600株	1.38%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	113,600株	1.29%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	106,300株	1.20%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) ( 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 )	72,900株	0.83%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ABERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSETS ( 香 港 上 海 銀 行 東 京 支 店 )	67,800株	0.77%

(注) 当社は、自己株式170,000株を保有しておりますが、上表には記載しておりません。大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| ① 発行決議の日         | 2017年12月20日            |
| ② 新株予約権の払込金額     | 払い込みを要しない。             |
| ③ 新株予約権の行使価額     | 1株につき 376円00銭          |
| ④ 新株予約権の行使条件     | (注1)                   |
| ⑤ 新株予約権の取得事由及び条件 | (注2)                   |
| ⑥ 新株予約権の行使期間     | 2020年1月1日から2027年11月30日 |
| ⑦ 当社役員の保有状況      |                        |

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	879個	普通株式87,900株	5名

(注1) 行使の条件は以下のとおりであります。

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を行使することができない。
3. 新株予約権者は、各新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとする。
4. その他行使条件は、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(注2) 取得事由及び条件は以下のとおりであります。

1. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。
2. 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合、及び新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得する。
3. 新株予約権者が、新株予約権割当契約の条項に違背した場合、当社は無償で本新株予約権を取得する。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年12月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
石井 太	代表取締役社長	アイエフマネジメント株式会社代表取締役社長 KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD. Managing Director
北川 一清	常務取締役 執行役員	蘇州湖北光電子有限公司総経理 東莞湖北電子有限公司董事
加藤 隆司	常務取締役 執行役員	研究開発部部长 蘇州湖北光電子有限公司董事 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Director
国友 啓行	取締役 執行役員	管理部部長 蘇州湖北光電子有限公司董事 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Director
荒木 治人	取締役 執行役員	技術部部长
鈴木 基司	取締役 執行役員	KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Director
栗山 裕功	取締役 (非常勤)	
西村 猛	取締役 (非常勤)	西村公認会計士事務所代表 株式会社レオクラン社外監査役 株式会社オーケーエム社外取締役(監査等委員) 監査法人京立志包括代表社員
松宮 克弥	監査役 (常勤)	
中村 正哉	監査役 (非常勤)	さざなみ法律事務所所長
木原 征夫	監査役 (非常勤)	

- (注) 1. 取締役栗山裕功及び西村猛の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役松宮克弥及び中村正哉の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 2021年3月30日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役杉山幸登氏及び取締役(非常勤)和田敏雅氏は、任期満了により退任いたしました。  
4. 取締役西村猛氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 監査役松宮克弥氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
6. 監査役中村正哉氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。  
7. 当社は、取締役栗山裕功、西村猛、並びに監査役松宮克弥、中村正哉の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役栗山裕功氏、西村猛氏及び社外監査役松宮克弥氏、中村正哉氏及び社内監査役木原征夫氏との間において、会社法第427条第1項並びに定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員、子会社の役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、及び当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新することとしております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、取締役の報酬については指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会にて、監査役の報酬については監査役の協議にて決定することとしております。当事業年度の役員の報酬等の具体的な額につきましては、2021年3月30日開催の取締役会において、代表取締役社長へ一任する決議をしております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、2017年3月30日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)(決議時の員数は3名)、2015年7月1日開催の定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内(決議時の員数は1名)と決議されております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞 与	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	92,478 (7,066)	58,728 (7,066)	33,750 (-)	- (-)	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,533 (8,266)	10,533 (8,266)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計	103,011	69,261	33,750	-	13

- (注) 1. 上記には、2021年3月30日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に役員賞与として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。
- 取締役 3名 33,750千円

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役西村猛氏は、西村公認会計士事務所代表、株式会社レオクラン社外監査役、株式会社オーケーエム社外取締役（監査等委員）、及び監査法人京立志包括代表社員に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役中村正哉氏は、さざなみ法律事務所所長に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	地 位	主 な 活 動 状 況
栗山裕功	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。企業経営者としての経験と知見から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
西村 猛	社外取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
松宮克弥	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に金融機関での豊富な会社経営の経験と見地から、必要に応じ発言を行っております。
中村正哉	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築、維持について必要に応じ発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 46,800千円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 49,760千円

(注) 1. 当社の監査役会は、「監査役会規程」に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業内容や事業規模に適切であるかについて検証を行い、会計監査人の報酬が妥当であると判断し、同意しております。

2. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用準備に関する助言・指導業務及び上場に関するコンフォートレター作成業務を委託し報酬を支払っております。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。また、当社の監査役会は、会計監査人の独立性、監査遂行状況、勤続年数、監査報酬の水準その他諸般の事情を総合的に考慮し、当該会計監査人が監査を続けることが不適切であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### A. 業務の適正を確保するための体制

#### I. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「行動規範」において、取締役・使用人が適正な業務執行を行うための規範を示す。
- ② 組織関係規程及び各種業務規程等の社内規程を定め、諸規程に基づく業務運営を行う。
- ③ 業務執行に際しては教育・啓蒙を行い、その執行を適切に監督する。問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。
- ④ 業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を設け、適正に運用する。
- ⑤ 業務執行の適正性を、内部監査、監査役監査及び会計監査を通じて確認し、被監査部門にフィードバックを行うとともに、取締役会、監査役会又は代表取締役社長に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- ⑥ 取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に係る公正性・透明性・客観性を高める。
- ⑦ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、資金提供は絶対に行わない。

#### II. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内諸規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

#### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント規程」を制定し、リスク管理体制を構築、運用する。
- ② 事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適正な情報伝達と緊急時に対応が可能な体制を整備する。
- ③ 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

#### Ⅳ. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び諸規程に基づき、重要事項について審議・決定を行う。
- ② 「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの業務執行における責任者及びその責任、手続の詳細について定める。
- ③ 中期経営計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

#### Ⅴ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
- ② 内部監査室は、当社及び子会社の業務の適正性のモニタリングを行う。

#### Ⅵ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。
- ② 当該使用人は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。
- ③ 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は予め監査役会の同意を要するものとする。

#### Ⅶ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、担当する業務の執行状況を報告することとする。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法的事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合には、その内容を速やかに報告するものとする。
- ③ 監査役は、いつでも当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ④ 監査役に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないも

のとする。

- ⑤ 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### Ⅷ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査の内容についての情報交換が十分に行える体制を整えることとする。
- ② 監査役と代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。

### B. 運用状況

#### I. コンプライアンスに対する取り組みの状況

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催しコンプライアンス教育等の施策を企画し推進するほか、内部監査室等によりコンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス経営を進めています。

#### II. 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にてリスク管理について検討するほか、経営会議等にて当社グループの状況を適時適切に把握し協議しております。また、文書管理規程に則り適切な文書の扱いに努めております。

#### III. 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取り組みの状況

当社は、経営会議等を定期的に、また必要に応じて適時に開催し、機動的な業務執行を行っております。

取締役会は、原則月1回以上は開催し、非常勤役員も出席し活発な意見交換がなされております。

#### IV. 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組みの状況

関係会社管理規程や職務権限規程に則り運営するほか、当社役員による定期的な訪問や内部監査室による往査により一体感のある経営に努めております。

## V. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況

監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、原則毎月1回は開催され、監査に関する意見交換、協議・決議を行っております。

また、監査役は随時に代表取締役社長と意見交換し、内部監査室とも連携の上、コンプライアンス状況等の把握に努めています。

## VI. 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係に対する基本方針として「行動規範」第10条において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しない。」と定めております。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記「行動規範」を当社の役職員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでおります。

具体的な整備の状況は、以下のとおりであります。

#### (a) 対応総括部署及び不当要求責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務部総務課と定め、総務部長を不当要求防止責任者としております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、「クレーム処理マニュアル」第5条に基づき、総務課長が対応する体制を整備しております。

#### (b) 取引先等の調査

当社は、新規取引開始において、「取引先調査実施要領」第5条に基づき、日経テレコン等を利用して反社会的勢力との関連がないか調査を行っております。

調査の結果、反社会的勢力との関連がある場合、又は反社会的勢力との関連がないと結論付けるだけの確証が得られない場合には、取引等を行わないこととしております。

また、取引先との契約締結時は、契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしております。

(c) 株主、役員等の調査

当社の一定の範囲の株主についても、取引先等と同様に日経テレコン等を利用し、反社会的勢力との関連がないか調査を行っております。また、役員についても、調査資料の提出を求め調査を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,366,396</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,313,859</b>
現金及び預金	10,951,563	買掛金	897,482
受取手形及び売掛金	3,257,363	短期借入金	1,573,531
電子記録債権	756,971	1年内償還予定の社債	9,000
製品	711,166	1年内返済予定の長期借入金	800,674
仕掛品	343,317	リース負債	126,779
原材料及び貯蔵品	970,676	未払金	450,521
その他	375,338	未払法人税等	1,060,573
<b>固定資産</b>	<b>5,173,688</b>	賞与引当金	64,582
<b>有形固定資産</b>	<b>4,425,419</b>	役員賞与引当金	33,750
建物及び構築物(純額)	908,555	その他の	296,964
機械装置及び運搬具(純額)	2,315,999	<b>固定負債</b>	<b>2,076,369</b>
工具、器具及び備品(純額)	483,758	長期借入金	1,402,522
土地	143,818	リース負債	434,364
リース資産(純額)	373,622	繰延税金負債	53,120
建設仮勘定	199,665	退職給付に係る負債	109,038
<b>無形固定資産</b>	<b>94,739</b>	資産除去債務	65,614
<b>投資その他の資産</b>	<b>653,528</b>	その他の	11,710
投資有価証券	246,404	<b>負債合計</b>	<b>7,390,229</b>
繰延税金資産	217,215	<b>(純資産の部)</b>	
その他	189,908	株主資本	14,578,205
		資本金	350,000
		資本剰余金	5,607,824
		利益剰余金	8,642,704
		自己株式	△22,323
		その他の包括利益累計額	571,649
		その他有価証券評価差額金	6,684
		為替換算調整勘定	564,964
		<b>純資産合計</b>	<b>15,149,855</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,540,084</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,540,084</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		14,620,018
売 上 原 価		8,561,079
売 上 総 利 益		6,058,939
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,932,835
営 業 利 益		4,126,103
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,047	
為 替 差 益	283,829	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	23,851	
物 品 売 却 益	8,600	
そ の 他	32,067	357,397
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	66,970	
上 場 関 連 費 用	45,293	
そ の 他	7,770	120,034
経 常 利 益		4,363,466
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,815	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,341	12,156
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,351,310
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,365,329	
法 人 税 等 調 整 額	25,771	1,391,101
当 期 純 利 益		2,960,209
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,960,209

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年1月1日残高	350,000	29,245	5,740,407	△363,744	5,755,908
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△57,912		△57,912
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,960,209		2,960,209
自己株式の処分		5,709,894		210,105	5,920,000
自己株式の消却		△131,315		131,315	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	5,578,579	2,902,296	341,420	8,822,296
2021年12月31日残高	350,000	5,607,824	8,642,704	△22,323	14,578,205

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2021年1月1日残高	20,060	△9,273	10,786	5,766,695
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△57,912
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,960,209
自己株式の処分				5,920,000
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△13,375	574,238	560,863	560,863
連結会計年度中の変動額合計	△13,375	574,238	560,863	9,383,159
2021年12月31日残高	6,684	564,964	571,649	15,149,855

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

KOHOKU ELECTRONICS(S) PTE.LTD.

KOHOKU ELECTRONICS(M) SDN.BHD.

東莞湖北電子有限公司

蘇州湖北光電子有限公司

KOHOKU LANKA (PVT) LTD.

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

##### a. 製品

総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

##### b. 仕掛品

主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### c. 原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～60年

機械装置及び運搬具 2～10年

工具、器具及び備品 2～20年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法で償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」)を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、一部の在外子会社は、以下の会計処理の方法によっております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異、及び過去勤務費用について、その発生した連結会計年度において全額費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度に係る連結計算書類から適用しております。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」の金額756,971千円を、より適切な開示を行うため、当連結会計年度より別掲表示することとしました。

## 会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
製品	711,166
仕掛品	343,317
原材料及び貯蔵品	970,676

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

たな卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額をたな卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、正常な営業循環過程から外れたたな卸資産については、期末日から一定期間を経過しているものについて保有期間に応じた一定の評価基準により定期的に帳簿価額を切り下げております。なお、現時点においては極めて限定的であります。当該見積りには、将来の不確実な経済環境等の影響を受ける場合があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,698,615千円

(2) 担保に供している資産(帳簿価額)

建物及び構築物	634,150千円
土地	138,730千円
その他(借地権)	76,603千円
計	849,484千円

担保に係る債務(帳簿価額)

短期借入金	725,900千円
社債(1年内償還予定社債を含む)	9,000千円
長期借入金(1年内返済予定長期借入金を含む)	1,318,600千円
計	2,053,500千円

上記の資産に対する根抵当権の極度額 1,440,000千円

### (3) 財務制限条項

長期借入金350,000千円(1年内返済予定の長期借入金含む)については財務制限条項が付されており、当該条項は以下のとおりであります。

2015年1月期決算以降の各決算期につき、決算期の末日において以下の条件を充足すること。

- ・ 貸借対照表(単体)の決算期末日の純資産の部の金額を、2014年1月期における貸借対照表の純資産の部の金額の75%又は直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ・ 単体の各決算期の損益計算書上(単体)の経常損益が、2015年1月期以降の決算期につき、2期連続して損失を計上しないこと。

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,000,000	—	1,000,000	9,000,000

(注) 自己株式の消却により、発行済株式の総数は1,000,000株減少しております。

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	57,912	8.01	2020年12月31日	2021年3月31日

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 485,650千円
- ② 1株当たり配当額 55円00銭
- ③ 基準日 2021年12月31日
- ④ 効力発生日 2022年3月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

### 3. 新株予約権に関する事項

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)			
		当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
2017年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—

### 4. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	2,770,000	—	2,600,000	170,000

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

消却による減少 1,000,000株

処分による減少 1,600,000株

### 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を、銀行借入や社債発行などにより調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入などにより調達しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、輸出業務等に伴って発生する外貨建の営業債権や輸入業務等に伴って発生する外貨建の仕入債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建の債権債務のポジションを把握し、基本的には受取外貨による外貨支払をベースとして、必要に応じて外貨の円転及び外貨の購入等を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動等のリスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次で資金繰り計画を作成

する方法により管理しております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

リース債務は、主に一部の海外子会社について「リース」(IFRS第16号)を適用したものであります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

#### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務課が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を通常の運転資金相当に維持すること、並びに海外子会社のカントリーリスクを資金計画に付加することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,951,563	10,951,563	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,257,363	3,257,363	—
(3) 電子記録債権	756,971	756,971	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	246,404	246,404	—
資産計	15,212,302	15,212,302	—
(1) 買掛金	897,482	897,482	—
(2) 短期借入金	1,573,531	1,573,531	—
(3) 未払金	450,521	450,521	—
(4) 未払法人税等	1,060,573	1,060,573	—
(5) 長期借入金 (※)	2,203,196	2,208,334	5,138
(6) 社債 (※)	9,000	9,000	—
(7) リース債務 (※)	561,143	584,808	23,664
負債計	6,755,448	6,784,252	28,803

(※) 1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価は、株式は主として取引所の価格によっており、投資信託等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

### 負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) 社債、(7) リース債務

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形及び売掛金	3,257,363	—	—	—
電子記録債権	756,971	—	—	—
合計	4,014,334	—	—	—

(注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,573,531	—	—	—	—	—
社債	9,000	—	—	—	—	—
長期借入金	800,674	676,382	517,846	208,294	—	—
リース債務	126,779	103,531	75,474	62,833	49,650	142,873
合計	2,509,984	779,913	593,320	271,127	49,650	142,873

**1 株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額

1,715円73銭

(2) 1株当たり当期純利益

406円72銭

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,334,914</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,810,306</b>
現金及び預金	8,652,341	買掛金	870,579
受取手形	2,189	短期借入金	650,000
電子記録債権	756,971	1年内償還予定の社債	9,000
売掛金	2,343,444	1年内返済予定の長期借入金	800,674
製品	271,770	リース負債	1,523
仕掛品	114,316	未払金	209,055
原材料及び貯蔵品	270,931	未払法人税等	1,027,035
前払費用	18,424	未払費用	55,336
関係会社短期貸付金	356,562	預り金	67,939
未収入金	542,764	賞与引当金	63,768
その他の金他	5,198	役員賞与引当金	33,750
<b>固定資産</b>	<b>5,728,876</b>	その他	21,641
<b>有形固定資産</b>	<b>1,421,899</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,565,014</b>
建物(純額)	647,670	長期借入金	1,402,522
構築物(純額)	5,063	リース負債	335
機械及び装置(純額)	88,914	退職給付引当金	84,833
車両運搬具(純額)	4,678	資産除去債務	65,614
工具、器具及び備品(純額)	382,317	長期預り金	11,710
土地	143,818	<b>負債合計</b>	<b>5,375,320</b>
リース資産(純額)	1,721	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	147,714	<b>株主資本</b>	<b>13,681,785</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>14,571</b>	資本	350,000
借地権	5,775	資本剰余金	5,607,824
ソフトウェア	7,571	その他資本剰余金	5,607,824
電話加入権	1,223	<b>利益剰余金</b>	<b>7,746,284</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,292,406</b>	利益準備金	26,921
投資有価証券	246,404	その他利益剰余金	7,719,362
出資	0	繰越利益剰余金	7,719,362
関係会社株式	3,644,004	<b>自己株式</b>	<b>△22,323</b>
長期前払費用	7,978	<b>評価・換算差額等</b>	<b>6,684</b>
関係会社長期貸付金	115,020	その他有価証券評価差額金	6,684
繰延税金資産	174,569		
その他の金他	104,428	<b>純資産合計</b>	<b>13,688,470</b>
<b>資産合計</b>	<b>19,063,791</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>19,063,791</b>

# 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,233,849
売 上 原 価	5,218,897
売 上 総 利 益	5,014,951
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,527,451
営 業 利 益	3,487,499
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	10,360
受 取 配 当 金	231,695
為 替 差 益	260,669
そ の 他	41,231
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	17,551
上 場 関 連 費 用	45,293
そ の 他	78
経 常 利 益	62,923
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1,720
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	390
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,341
税 引 前 当 期 純 利 益	9,731
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,290,410
法 人 税 等 調 整 額	△13,421
当 期 純 利 益	3,960,523
	1,276,989
	2,683,534

# 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2021年1月1日残高	350,000	29,245	29,245	21,130	5,099,531	5,120,662
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△57,912	△57,912
利益準備金の積立				5,791	△5,791	－
当期純利益					2,683,534	2,683,534
自己株式の処分		5,709,894	5,709,894			
自己株式の消却		△131,315	△131,315			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	－	5,578,579	5,578,579	5,791	2,619,830	2,625,621
2021年12月31日残高	350,000	5,607,824	5,607,824	26,921	7,719,362	7,746,284

	株主資本		評価・換算 差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年1月1日残高	△363,744	5,136,163	20,060	20,060	5,156,224
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△57,912			△57,912
利益準備金の積立		－			－
当期純利益		2,683,534			2,683,534
自己株式の処分	210,105	5,920,000			5,920,000
自己株式の消却	131,315	－			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△13,375	△13,375	△13,375
事業年度中の変動額合計	341,420	8,545,621	△13,375	△13,375	8,532,246
2021年12月31日残高	△22,323	13,681,785	6,684	6,684	13,688,470

## 個別注記表

### 会計方針に関する事項

#### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

###### a. 製品

総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

###### b. 仕掛品

主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

###### c. 原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～60年

機械装置及び運搬具 2～10年

工具、器具及び備品 2～20年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法で償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**表示方法の変更に関する注記**

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度に係る計算書類から適用しております。

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」の金額756,971千円を、より適切な開示を行うため、当事業年度より別掲表示することとしました。

## 会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
製品	271,770
仕掛品	114,316
原材料及び貯蔵品	270,931

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記事項 たな卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	629,086千円
構築物	5,063千円
土地	138,730千円
借地権	5,775千円
計	778,656千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	450,000千円
長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	1,318,600千円
社債（1年内償還予定社債を含む）	9,000千円
計	1,777,600千円
上記の資産に対する根抵当権の極度額	1,440,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,329,724千円

### 3. 保証債務

子会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	127,762千円
KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	333,356千円
東莞湖北電子有限公司	170,066千円
蘇州湖北光電子有限公司	462,210千円
計	1,093,395千円

### 4. 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	597,667千円
短期金銭債務	769,916千円

### 5. 財務制限条項等

長期借入金350,000千円(1年内返済予定の長期借入金含む)については財務制限条項が付されており、当該条項は以下のとおりであります。

2015年1月期決算以降の各決算期につき、決算期の末日において以下の条件を充足すること。

- ・ 貸借対照表(単体)の決算期末日の純資産の部の金額を、2014年1月期における貸借対照表の純資産の部の金額の75%又は直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ・ 単体の各決算期の損益計算書上(単体)の経常損益が、2015年1月期以降の決算期につき、2期連続して損失を計上しないこと。

### 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	418,109千円
営業取引（支出分）	3,368,666千円
営業取引以外の取引（収入分）	10,047千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,770,000	—	2,600,000	170,000

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

消却による減少 1,000,000株

処分による減少 1,600,000株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	52,249千円
賞与引当金	19,423千円
たな卸資産評価損	22,288千円
退職給付引当金	25,840千円
資産除去債務	20,369千円
ゴルフ会員権評価損	6,438千円
関係会社株式評価損	39,262千円
投資有価証券評価損	8,144千円
減損損失	39,869千円
減価償却超過額	11,351千円
その他	10,605千円
繰延税金資産小計	255,844千円
評価性引当金	△74,306千円
繰延税金資産合計	181,537千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	2,928千円
その他	4,040千円
繰延税金負債合計	6,968千円
繰延税金資産の純額	174,569千円

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科 目	期末残高 (注3)
子会社	KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	製品の購入 資金の援助 役員の兼任 債務保証	資金の貸付 (注2)	241,542	関係会社 短期貸付金	241,542
				製品の購入 (注1)	816,777	買掛金	79,077
	KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	所有 直接 31.4% 間接 68.6%	製造用部材の 供給 資金の援助 役員の兼任 債務保証	債務保証 (注4)	333,356	—	—
	蘇州湖北光電子 有限公司	所有 直接 100.0%	製造用部材の 供給 製品の購入 及び当社製品の 加工委託 役員の兼任 債務保証	ロイヤリティ収入 (注1)	194,841	売掛金	262,587
				原材料の販売 (注1)	115,956		
				製品の購入 (注1)	828,374	買掛金	195,840
				債務保証 (注4)	462,210	—	—
	KOHOKU LANKA (PVT) LTD.	所有 直接 100.0%	製造用部材の 供給 当社製品の 加工委託 役員の兼任	当社製品の 外注加工 (注1)	1,489,367	未収入金	187,234
						買掛金	494,997

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案した経済的合理性のある利率を適用しております。

(注3) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

(注4) 子会社の金融機関からの借入金に対して、当社が債務保証を行ったものであります。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,550円22銭
1 株当たり当期純利益	368円71銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

湖北工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京 都 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾 仲 伸 之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 戸 脇 美 紀

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、湖北工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、湖北工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

湖北工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京 都 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾 仲 伸 之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 戸 脇 美 紀

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、湖北工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議にオンライン形式を交えながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審査会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

湖北工業株式会社 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 松 宮 克 弥 ㊟

監査役  
(社外監査役) 中 村 正 哉 ㊟

監査役 木 原 征 夫 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤の強化と中長期的な安定配当の継続とのバランスを勘案し、下記のとおりにいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金55円00銭 総額485,650,000円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月31日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

現任取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて9名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

#### 1. 再任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	石井 太 (1958年8月21日生)	1981年4月 日本鉱業(株)(現 JX金属(株))入社 1995年4月 当社入社 1996年9月 当社製造部長 1998年3月 当社常務取締役 1999年3月 当社代表取締役副社長 1999年3月 アイ・エス・エンジニアリング(株) (現 アイエフマネジメント(株)) 代表取締役社長(現任) 2000年3月 当社代表取締役社長(現任) 2000年10月 KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD. Director 2001年4月 KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD. Managing Director(現任) KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Managing Director 2002年6月 蘇州湖北光電子有限公司董事長 2005年2月 湖北電子工業協同組合代表理事 2012年5月 KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Chairman 2012年10月 東莞湖北電子有限公司董事長	5,720,000株 (資産管理会社 保有分を含む)
	選任理由	石井太氏は、長年にわたる代表取締役の豊富な経験と、リード端子業界及び光部品・デバイス業界において幅広く深い見識を備えております。これらの経験・知見に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。引き続き当社グループ経営の推進と経営の監督を遂行することができるかと判断し、取締役候補者として選任しております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	きた がわ かず きよ 北 川 一 清 (1958年2月10日生)	1981年4月 湖北町役場(現 長浜市役所)入庁 1985年8月 当社入社 2004年3月 当社取締役支援本部長 2009年3月 当社取締役業務部長 兼経営戦略室担当 兼グローバル品質保証センター担当 兼業務部IT課課長 2012年10月 東莞湖北電子有限公司董事(現任) 2014年9月 当社取締役管理部兼業務部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員 2016年3月 当社取締役常務執行役員 コンデンサ部品事業部長 2016年9月 KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Director(現任) 2017年2月 当社取締役常務執行役員管理本部長 兼品質保証部長 2017年9月 蘇州湖北光電子有限公司総経理 2019年8月 当社常務取締役執行役員(現任) 2022年2月 蘇州湖北光電子有限公司董事長(現任)	一株
	選任理由	北川一清氏は、リード端子事業の業務執行経験が豊富であり、当社の海外子会社社長経験と幅広い知識に基づき、企業価値向上のためのリード端子事業の強化、リード端子事業の拡大を推進しております。引き続きその豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、取締役候補者として選任しております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	か とう たか し 加 藤 隆 司 (1965年12月23日生)	1993年 4 月 富士電気化学(株)(現 FDK(株))入社 2014年 4 月 同社電子事業本部コンポーネント 事業推進部YDグループ部長 2015年 2 月 当社入社 当社光事業部担当部長 2015年 6 月 当社光事業部技術開発部長 2016年 1 月 当社執行役員光部品・デバイス事業部 開発技術担当 2017年 2 月 当社執行役員研究開発本部長兼研究開発部長 2018年 1 月 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Director(現任) 2018年 3 月 当社取締役執行役員研究開発本部長 兼製品開発部長 2018年 7 月 当社取締役執行役員研究開発部部長 2018年 8 月 蘇州湖北光電子有限公司董事(現任) 2021年 3 月 当社常務取締役執行役員研究開発部部長 (現任)	一株
	選任理由	加藤隆司氏は、FDK(株)在籍時から光部品・デバイス事業に従事しており、光 部品・デバイス業界に精通しております。研究開発部門における豊富な業務経 験と当該分野に関する深い見識を有し、強いリーダーシップを発揮してありま す。引き続きその豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、取 締役候補者として選任しております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
4	<p style="text-align: center;">くに とも ひろ ゆき 国 友 啓 行 (1958年4月9日生)</p>	<p>1982年 4 月 (株)大垣共立銀行入行  2000年 5 月 同行長森支店支店長  2003年 3 月 同行関ヶ原支店支店長  2006年 5 月 同行経営管理部部長代理  2011年 5 月 同行事務集中部部長  2013年 1 月 同行事務管理部部長  2015年 5 月 同行経営管理部部長  兼コンプライアンス統轄センター所長  2016年 1 月 当社監査役  2017年 9 月 当社執行役員管理本部長  2018年 1 月 KOHOKU LANKA (PVT) LTD.  Director(現任)  2018年 3 月 当社取締役執行役員管理本部長  2018年 7 月 当社取締役執行役員  2018年 8 月 蘇州湖北光電子有限公司董事(現任)  2018年 9 月 当社取締役執行役員総務部部長  2021年 1 月 当社取締役執行役員管理部部長</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
	<p style="text-align: center;">選任理由</p>	<p>国友啓行氏は、金融機関で支店長、経営管理部部長等を歴任し、企業のガバナンス及びコンプライアンスに精通しております。当社の海外子会社での役員経験もあり、業務執行経験が豊富であるとともに、ガバナンス面での知見も発揮しております。グループ経営を遂行していく中で必要となる意思決定に重要な役割を果たしているものと判断し、取締役候補者として選任しております。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
5	鈴木基司 (1968年12月30日生)	1991年 4月 富士電気化学(株)(現 FDK(株))入社 2004年10月 同社コンポーネント事業部技術部 第一技術課長 2015年 2月 当社入社 当社光YD事業部課長 2015年 6月 当社光事業部技術開発部光デバイス課長 2015年 9月 当社光事業部技術開発部次長 2016年 1月 当社光部品・デバイス事業部開発技術部次長 兼材料グループ課長 2017年 2月 当社執行役員新製品開発本部長 兼新製品開発部長 2017年12月 当社執行役員 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Director(現任) 2021年 3月 当社取締役執行役員(現任)	一株
	選任理由	鈴木基司氏は、FDK(株)在籍時から光部品・デバイス事業に従事しており、光部品・デバイス業界に精通しております。光部品・デバイス事業の要職を歴任し、リーダーシップを発揮していることに加え、近年は当社の海外子会社社長として、業務執行・製造現場管理・品質管理など豊富な経験と知見を備えております。引き続きその豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、取締役候補者として選任しております。	
6	栗山裕功 (1950年5月6日生)	1973年 4月 コニシ(株)入社 2007年 4月 科昵西貿易(上海)有限公司総経理 2010年 4月 コニシ(株)取締役執行役員化成成品事業本部 副本部長 2011年 4月 当社取締役執行役員化成成品事業本部本部長 2012年 4月 丸安産業(株)代表取締役社長 2018年 5月 同社顧問(非常勤) 2018年12月 当社取締役(現任)	一株
	選任理由	栗山裕功氏は、コニシ(株)取締役執行役員並びに丸安産業(株)の代表取締役社長を経験するなど、会社経営の豊かな経験と幅広い見識を有しており、これらの豊富な経験と見識から、当社経営に対する的確な助言をしております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、当社のガバナンスの維持・強化に貢献しております。今後も、客観的・中立的な立場から助言や提言等を期待できると判断し、取締役候補者として選任しております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
7	にしむら たけし 西村 猛 (1951年7月7日生)	<p>1974年11月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所</p> <p>1978年 9月 公認会計士登録</p> <p>2001年 7月 (株)トーマツベンチャーサポート大阪(現 デロイトトーマツベンチャーサポート(株))設立 同社代表取締役</p> <p>2017年 1月 西村公認会計士事務所開設 同事務所代表(現任)</p> <p>2017年 7月 税理士登録</p> <p>2017年12月 (株)オーケーエム監査役</p> <p>2018年12月 (株)レオクラン社外監査役(現任)</p> <p>2019年 6月 (株)オーケーエム社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2020年 7月 監査法人京立志設立 同所包括代表社員(現任)</p> <p>2021年 3月 当社取締役(現任)</p>	一株
	選任理由	西村猛氏は、公認会計士及び税理士として、財務・会計及び税務に精通し、またベンチャー企業を支援する会社の代表取締役社長として、経営に関する高い知識を有しております。引き続き当該知見を活かし、特に財務・会計について専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督や助言等をいただくことを期待できると判断し、取締役候補者として選任しております。	

## 2. 新任

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
8	<p>やま ざき まなぶ 山 崎 学 (1962年10月21日生)</p>	<p>1980年 3月 日本梱包運輸倉庫(株)入社 1983年12月 当社入社 2012年 3月 蘇州湖北光電子有限公司総経理 2015年 1月 当社執行役員コンデンサ部品事業部長 2016年 3月 KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Director 2017年 2月 当社執行役員営業本部長兼タブ端子営業部長 2019年 8月 当社執行役員製造部部长(タブ端子担当) 2021年 4月 当社上席執行役員製造部部长(リード端子担 当) 2022年 2月 当社上席執行役員 KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Managing Director(現任) 東莞湖北電子有限公司董事長(現任)</p>	一株
	選任理由	<p>山崎学氏は、当社に入社してから約40年間リード端子事業に従事しております。その中で、業界における豊富な経験と深い知見を有し、製造現場での生産性向上など、リード端子事業の拡大に貢献しております。当社の海外子会社社長も経験し、業務執行経験を備えております。幅広い見識と豊かな経験を有し、卓越したリーダーシップを発揮していることから、その豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、取締役候補者として選任しております。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
9	たか はら まこと 高 原 誠 (1960年10月24日生)	1983年 4月 (株)三菱銀行(現 (株)三菱UFJ銀行)入行 1991年 4月 当社入社 2006年12月 東莞湖北電子廠(現 東莞湖北電子有限公司) 副総経理 蘇州湖北光電子有限公司副総経理 2012年10月 東莞湖北電子有限公司監事 2015年 3月 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Auditor 2015年11月 当社管理部長兼経営戦略室長 2016年 3月 当社執行役員管理本部長兼総務部長 2017年 2月 当社執行役員管理本部長 2017年 9月 当社執行役員総務本部長兼総務部長 2018年 7月 当社執行役員総務部長 2018年 9月 当社執行役員 東莞湖北電子有限公司 総経理 2019年 9月 KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD. Deputy Managing Director(現任) 2021年 1月 当社執行役員総務部部长 2021年 4月 当社上席執行役員総務部部长(現任) 2022年 2月 東莞湖北電子有限公司副董事長(現任)	一株
	選任理由	高原誠氏は、当社に入社してから約30年間総務部門業務に従事しております。当社の海外子会社社長も経験し、業務執行経験を備えております。幅広い見識と豊かな経験を有し経営に活かすことができると判断し、取締役候補者として選任しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役栗山裕功及び西村猛の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の栗山裕功氏及び西村猛氏は現在も社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって栗山裕功氏が3年3ヶ月、西村猛氏が1年となります。
4. 取締役栗山裕功氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、企業経営者として豊富な知識と経験を有しており、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献できると判断したものであります。
5. 取締役西村猛氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、企業会計及び税務に関する相当程度の知見を活かし有益な発言が期待できると判断したものであります。
6. 非業務執行取締役との責任限定契約の内容  
当社は、定款の定めのとおり取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
7. 当社は、栗山裕功及び西村猛の両氏との間で上記責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定です。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
9. 当社は、栗山裕功氏及び西村猛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

